

山田もゆ 後援会会則

第1条(名称)

この後援会の名称は、「山田もゆ後援会」(以下、「本会」という)とする。

第2条(事務局)

本会の事務局を次の所在地に置く。

〒851-2101 長崎県西彼杵郡時津町西時津郷6-2-4

第3条(目的)

本会は、プロゴルファー山田もゆ(以下「山田プロ」という)の選手活動の支援及び資金援助を目的とする。なお、「山田プロ」のあらゆる行動に対し、本会並びにその会員が何らかの制約をするものではない。

第4条(活動)

本会は第3条記載の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 山田プロの活動支援及び応援に関する活動
2. 本会の会員(以下、会員という)の募集に関する活動
3. 山田プロと会員のコミュニケーションを円滑にし、また、会員相互の親睦を図るための活動
4. その他、目的達成のために必要な活動

第5条(入会、会員規約)

1. 入会は、所定の「入会申込書」の提出及び第6条記載の年会費の納入をもって完了とする。
2. 会員の有効期限は入会手続きを完了した次月から1年間とする。
3. 入会希望者は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋、もしくはこれらに準ずる者、または構成者(以下、総称して「反社会的勢力」という)でないこと。
また、「反社会的勢力」と交友関係がないこと。

第6条(年会費)

一般(個人) : 1口 3,000円

企業・団体 : 1口 10,000円

第5条に定める会員規約に反して会員資格を失った場合、または第7条により退会した場合、年会費の返金を行わないものとする。

第7条(退会)

1. 会員は、本人から事務局に退会の意思を申し出ることにより退会することができる。
2. 第5条に規定された有効期間中に退会した場合の会費は返金しないものとする。
3. 会費を滞納した者または、以下に示す本会の名誉を汚した者は、役員会の決議により

除名されることがある。

(1)本規約に違反したとき又は山田プロの名誉、信用を著しく傷つけた場合

(2)罪を犯し、又はその嫌疑を受け社会的信用を失った場合

(3)前各項のほか、会員としての品格を著しく損なうと認められる行為があった場合

4. 会員本人から退会の申し出があった場合を除き、会員資格は継続される。

第8条(役員)

1. 本会には次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

顧問 若干名

会計監査 1名

会計責任者1名

事務局長 1名

事務局員 若干名

2. 役員は無報酬とする。

3. 役員の任期は、就任から原則2年間とする。ただし、重任を妨げないものとする。

第9条(役員を選任等)

前条記載の役員は会員の中から選任し、役員会で決議する。

第10条(役員会)

1. 役員会は第8条の役員により構成する。

2. 本会の運営、会計、役員を選任、規約改定、会員の除名、解散、その他本会に関する一切の意思決定は役員会の決議にて行う。

3. 役員会の決議は、役員の過半数をもって行うこととし、可否同数のときは会長の決するところによる。

第11条(会計)

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日にて終わる。

2. 会計責任者は、会計年度終了から2ヶ月以内に会計収支報告書を作成し、会計監査を経て役員会に報告し、役員会にて決議する。

3. 本会が得た収入及び支出は、全て当後援会専用開設した、預金口座にて管理する。

第12条(規約の変更)

事務局は必要な場合この規約を変更することができ、変更された規約は役員会の決議を経て適用日を明記し、郵送又はその他(SNS:ライン/Instagram等)の方法で会員に告知する

。

第13条（免責事項）

本会は、次の事由により会員及び第三者に生じた一切の損害について、責任を負わないものとする。

1. 本会の運営及び活動(中断や停止を含む)により発生した全ての損害
2. 外部の機関による手続上の不備等に起因して発生した損害
3. その他、本会の責めに帰することのできない事由により発生した損害

第14条（反社会的勢力の排除）

次の事項に該当する者は、本会へ入会できないものとする。また入会手続き後であっても次の事項が判明した場合、何らの通知や催告を要することなく直ちに会員としての地位及び当該地位に伴う一切の権利を失うものとする。

1. 自己が暴力団、暴力団関係団体（関係者）、いわゆる総会屋、社会的標榜団体、政治活動標榜団体その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力等」という）であること又は反社会的勢力等に関与若しくは利用すること。
2. 自己又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用毀損・運営や活動妨害その他これらに準じる行為をすること。
3. 前項により会員資格を失った者は、損害賠償等の権利の行使を行うことができないものとする。

第15条（信義則）

本規約の定めになき事項は、役員の合議の上決定する。

第16条（設立年月日）

本会の設立年月日は、2025年4月1日とする。

（附則）

本規約は2025年4月1日より施行する。